令和５年度地域生活定着支援人材養成研修

拘置所の役割と実際

法務省矯正局成人矯正課
鈴木　克征

刑事司法手続の流れ

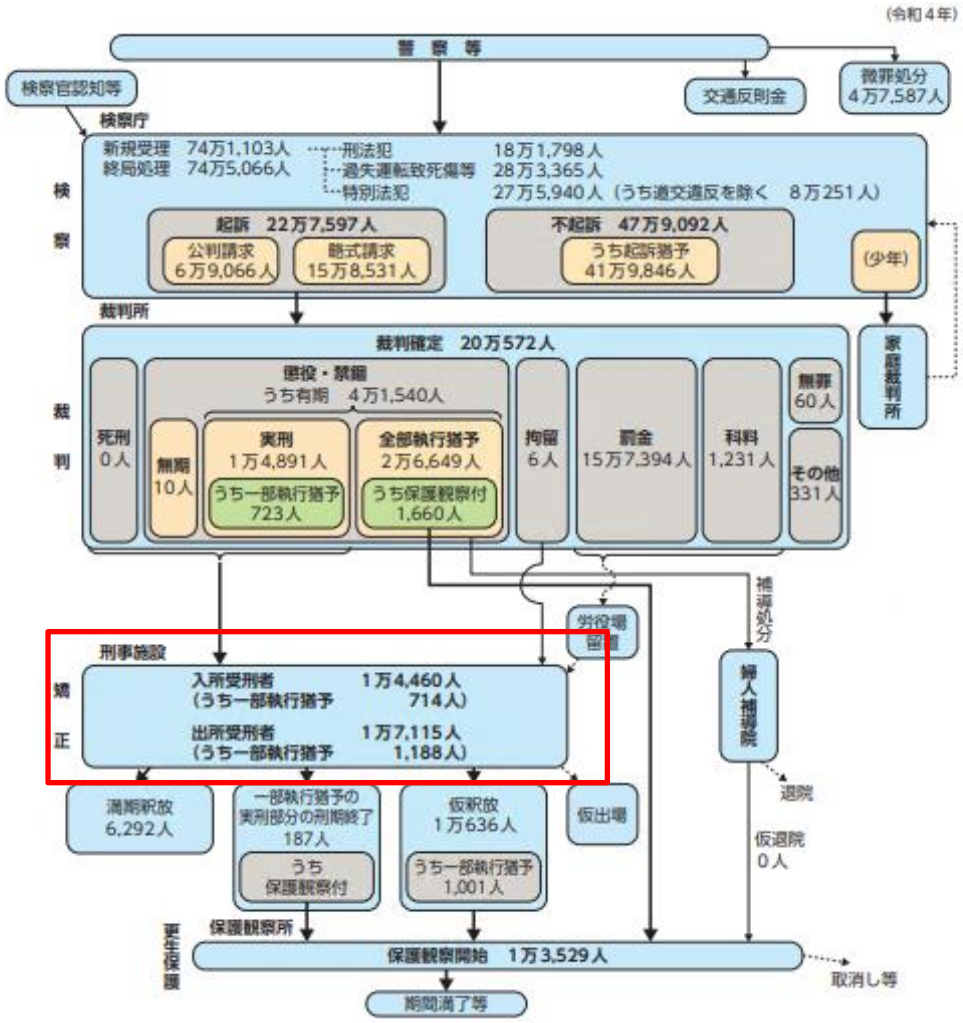

刑事施設：
刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

刑務所及び少年刑務所：
主として受刑者を収容する施設
拘置所：
主として未決拘禁者を収容する施設

刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

出典：令和5年度犯罪白書

刑事施設の設置数・位置（令和５年４月１日現在）

刑事施設の総数　７４庁

■	男子刑務所	４６庁
●	女子刑務所	５庁
◆	少年刑務所	７庁
▲	**社会復帰促進センター**	４庁
▼	医療刑務所	４庁
★	拘置所	８庁

※　□、○、☆　公サ法による事業実施庁

刑事施設とは？

●刑事施設

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成１７年公布）
（略して、「刑事収容施設法」と呼んでいる。）

（目的）
第一条　この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

被収容者とは？

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　被収容者　刑事施設に収容されている者をいう。

二　被留置者　留置施設に留置されている者をいう。

三　海上保安被留置者　海上保安留置施設に留置されている者をいう。

四　受刑者　懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。

五　懲役受刑者　懲役の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項第一号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をいう。

六　禁錮受刑者　禁錮の刑（国際受刑者移送法第十六条第一項第二号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をいう。

七　拘留受刑者　拘留の刑の執行のため拘置されている者をいう。

八　未決拘禁者　被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者をいう。

九　被逮捕者　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により逮捕されて留置されている者をいう。

十　被勾留者　刑事訴訟法の規定により勾留されている者をいう。

十一　死刑確定者　死刑の言渡しを受けて拘置されている者をいう。

十二　各種被収容者　被収容者であって、受刑者、未決拘禁者及び死刑確定者以外のものをいう。

刑事施設はどのような人を収容するのか？

（刑事施設）

第三条　刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一　懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者

二　刑事訴訟法の規定により、逮捕された者であって、留置されるもの

三　刑事訴訟法の規定により勾留される者

四　死刑の言渡しを受けて拘置される者

五　前各号に掲げる者のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者

※最後の条文は、「刑事施設は、刑事施設に収容すべきこととされる者を収容する」という、中身のないもの。

拘置所とは？

「法務省設置法」という法律に定められている。

（設置）

第八条　本省に、次の施設等機関を置く。

刑務所、少年刑務所及び拘置所

少年院

少年鑑別所

婦人補導院

２　前項の刑務所、少年刑務所及び拘置所は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の規定による刑事施設として置かれるものとする。

（刑務所、少年刑務所及び拘置所）

第九条　刑務所、少年刑務所及び拘置所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。

二　前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。

２　法務大臣は、刑務所、少年刑務所又は拘置所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所を設けることができる。

３　刑務所、少年刑務所及び拘置所並びにそれらの支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

拘置所とは？（続き１）

役割からの分類

- 刑務所との違い
  - 刑務所：刑（懲役、禁錮）の執行のための施設。「受刑者」が収容される。
  - 拘置所：刑の執行ではなく、主に「未決拘禁者」を収容。

・　未決拘禁者とは：被逮捕者、被勾留者、その他未決の者として拘禁されている者をいう。

・　「未決」：刑事訴訟手続において、被疑者・被告人が裁判確定前の状態にあることを意味する。

拘置所とは？（続き２）

未決拘禁者の処遇の原則

●未決拘禁者の処遇に当たっては、未決の者としての地位に考慮し、その者の逃走及び罪証の隠滅防止並びにその防御権に特に留意しなければならないとしている。

※刑事収容施設法第３１条

拘置所とは？（続き３）

建物としての拘置所

●未決・既決という視点から

　拘置所は、主に未決被収容者が収容されているが、それだけではない。

受刑者：裁判が確定して、受刑する刑務所に身柄が送られるまでの間、拘置所内の仕事に従事している受刑者。配食、掃除など。

死刑確定者：死刑が確定した者

　刑務所は、主に受刑中の「受刑者」が収容されているが、一部、未決拘禁者も収容されている。

受刑者等に対する就労支援の必要性

無職者と有職者の再犯率（保護観察終了時）

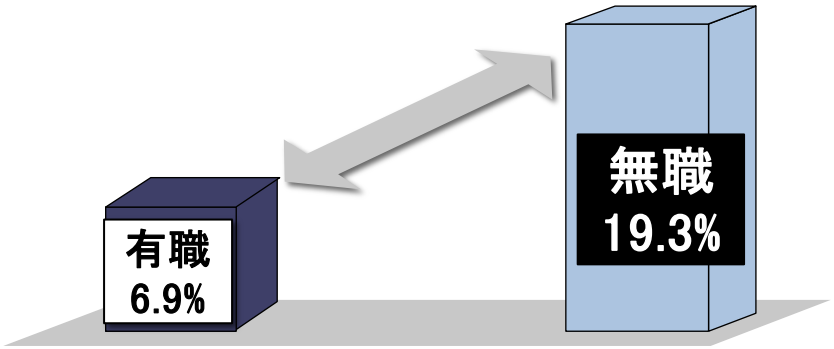

（令和４年保護統計年報）

刑務所再入所者に占める無職者の割合

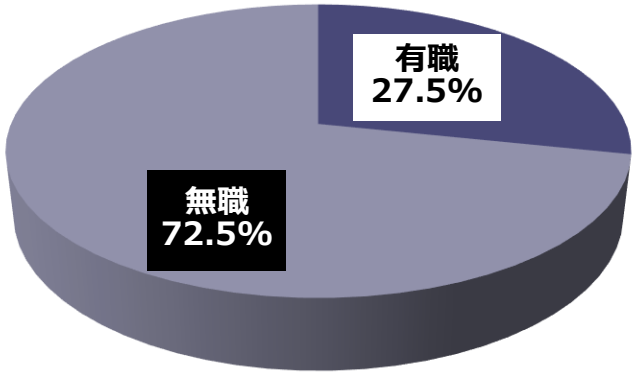

（令和４年矯正統計年報）

無職者は有職者の**約３倍**

刑務所再入所者の**約７割**が再犯時無職

仕事がないことが再犯に影響している。
※再犯防止には就労の確保が特に重要

第二次再犯防止推進計画

（令和５年３月１７日閣議決定　　期間：令和５年度－令和９年度）

＜７つの重点分野と主な施策＞

① 就労・住居の確保

- 矯正施設内から出所後の職場定着までの計画的・一貫した指導・支援の実施
- 拘禁刑創設等を踏まえた刑務作業・職業訓練の充実
- 居住支援法人との更なる連携方策の検討　等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 福祉的支援のニーズの把握・動機付けの強化
- 多機関連携による特別調整の着実な実施
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化　等

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校の連携による学びの継続支援
- 学校や地域社会における修学支援　等

④ 特性に応じた効果的な指導

- アセスメント機能の強化
- 特性に応じた指導等の充実
- 刑法及び少年法の改正等を踏まえた処遇の充実　等

⑤ 民間協力者の活動促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための支援
- 民間協力者の活動の促進　等

⑥地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
- 地域における支援連携の強化と相談できる場所の充実　等

⑦再犯防止に向けた基盤の整備

- デジタル化とデータ活用による処遇等の充実
- 情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実　等